

住民支え合いマップづくり入門

この資料は、北海道民生委員児童委員連盟が発行した「住民支え合いマップづくり入門(改訂版)」を簡易版として再編集したものです。

簡易版

住民支え合いマップをはじめてみませんか？

住民支え合いマップとは、住民同士のふれあいや支え合いの様子を住宅地図に書き込み、地域にどのような福祉課題があり、住民がそれらにどのように向き合っているのかを把握したうえで、今後その地域で何に取り組んでいくべきかを考えるためのツールです。

誰もが、どのような要援護状態になっても、住み慣れた家や地域で安全に、そして心豊かに暮らし続けたいと願っています。その実現のために、地域の支え合いは欠かせません。住民支え合いマップを通じて、要援護者の困りごとや地域全体の課題を明らかにし、福祉のまちづくりにつなげていくことが、マップ作成の大きな目的です。



民生委員児童委員にとってのメリット

1. 可視化することでの新たな気づき

マップ化することで視覚的に情報が整理され、新たな気づきのきっかけに。

2. 地域住民とのつながりづくりと問題解決

住民支え合いマップづくりを通じて世話焼きさんとのつながりが深まる。

3. 災害に備える取り組み

要援護者の個別避難計画の作成にあたって避難支援者等を発見しやすい。

4. 仲間との円滑な情報共有の手段

仲間が活動できない状況になっても、日常的な情報共有によりフォローしやすい。

5. 新任委員への効果的な引継ぎ

新任委員にとって、心強い活動ツールになる。



住民支え合いマップの作成方法(簡易版)

事前準備

住民支え合いマップの作成に必要な住宅地図の用意と凡例を決める

◇事前準備のポイント

(1)概ね30~80世帯の住宅地図を用意する

世帯数が多い地図だと、情報量が多くなってしまい、逆に分かりにくいマップになってしまうことがあります。概ね30~80世帯分の情報量が適しています。

(2)凡例(印)を決めておく

住民支え合いマップを作成する前に、右図の例のように一人暮らし高齢者や世話焼きさんなど、予め凡例を決めておきましょう。

民児協として取り組む場合は、民児協共通の凡例を設定すると良いでしょう。市販のマークシールを活用すると非常に便利です。

- 一人暮らし高齢者
- 高齢者夫婦世帯
- 認知症高齢者
- 障がい者
- 世話焼きさん
- その他気になる人

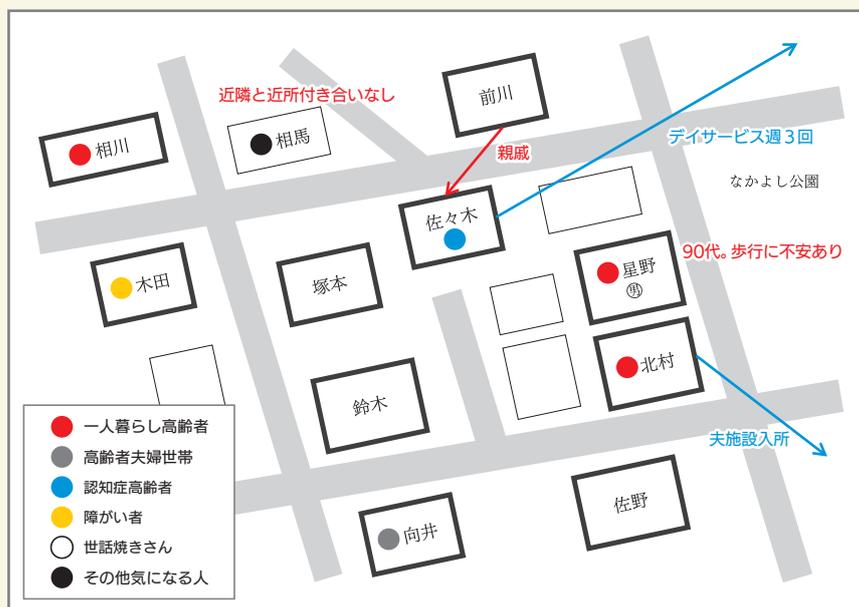
第1ステップ

民生委員が知っている要援護者等の情報をマップに記載する

この時点では、いわゆる「住民支え合いマップ」とは言えませんが、次のステップに進むために、現在把握している要援護者等の情報を地図上に整理しましょう。

整理のポイント

- 高齢者に印をつけるとき、年齢にこだわる必要はありません。あくまでも委員自身が気になる住民であれば、印をつけましょう。
- 要援護者のうち、特に気になることや困りごとがあるようであれば、マップに記入しましょう。
- 最近施設に入所した高齢者や、デイサービスセンター等、福祉サービスの利用状況も分かれば線を引きましょう。
- 今の時点で住民同士の支え合いの実態を把握しているのであれば、分かる範囲でつながりの線を引きましょう。



トピックス：世話焼きさんってどんな人？

困りごとを抱える要援護者等に何かとお世話を焼く住民のことを住民支え合いマップでは“世話焼きさん”と呼んでいます。

世話焼きさんをどれだけ見つけ協力関係になるかが、効果的な支え合いを進めるポイントになります。



第2ステップ

要援護者宅を訪問して得た情報をマップに追加する

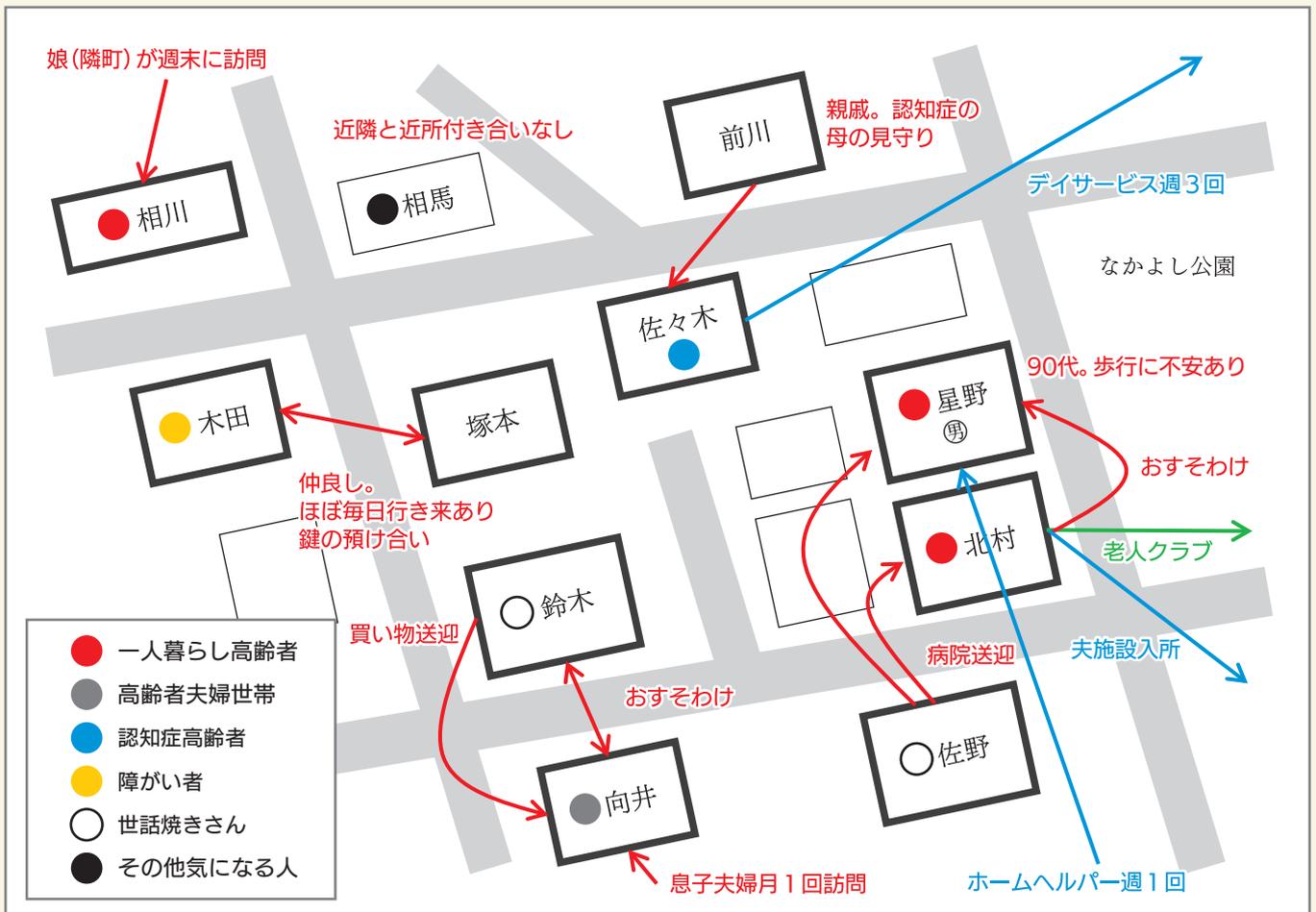
日常的な訪問活動の中で、要援護者ご本人からの聞き取りにより、近隣関係や支え合いの実態を聞き取ります。この聞き取りにより、「世話焼きさん」が見つかるかもしれません。

聞き取りのポイントと情報の整理

委員自身が把握している情報は聞き取りする必要はありません。把握していない事項を、以下の例を参考に聞き取りを進めてみましょう。特に、いわゆる「世話焼きさん」を発見するために、**近隣住民の誰に日常的な助けを得ているか**という情報が重要です。日常的に要援護者のお世話をしている近隣住民は「世話焼きさん」なのでチェックするようにしましょう。

【聞き取り内容の例】

- ご近所で仲の良い近隣住民
- 日常的に助けてもらっている住民(世話焼きさん)
- 老人クラブや趣味サークルなどの加入状況
- 外出の機会
- 身内の訪問と頻度



※本資料に掲載の地図・氏名・住所等はすべて架空のものです。実在の人物・団体・住所とは一切関係ありません。

本来、住民支え合いマップの作成過程は第6ステップまでありますが、本資料では第2ステップまでの紹介にとどめています。さらに詳しく学びたい方は、「住民支え合いマップづくり入門(改訂版)」(令和3年3月発行)をご覧ください(閲覧方法は裏面参照)。

個人情報の取り扱いの留意点

民生委員は、非常勤特別職の地方公務員に位置付けられ、調査活動の一環として地域住民から個人情報を聴取することに問題ありません。しかし、民生委員がもつ個人情報を町内会等の関係者に対して第三者提供することは、民生委員法に規定される守秘義務に抵触する可能性があります。民生委員からの個人情報の提供は控えてください。この点については、町内会等の関係者にも十分理解してもらいましょう。

地域住民との個人情報のやりとりに関するイメージ図



活動のヒント：包括的同意による個人情報の共有

前述のとおり、民生委員からの個人情報の第三者提供は認められませんが、ご本人から個人情報の第三者提供に関する同意が得られていればその限りではありません。「包括的同意」とは、第三者提供を行う際、どの第三者に、どの情報を、どのような目的で提供するかを、あらかじめ本人に示し、まとめて一括で同意を得る方法です。このように地域住民からの包括的同意を得る仕組みがあれば、民生委員と自治会・町内会（地域住民）と、目的の範囲内で個人情報の共有を図ることができます。

さらに住民支え合いマップの学びを深めたい方へ

北海道民生委員児童委員連盟では、住民支え合いマップに関する資料および動画をホームページにアップロードしています。資料はダウンロードも可能です。ぜひご利用ください。

道民児連

検索

※以下の2次元コードからもアクセスできます

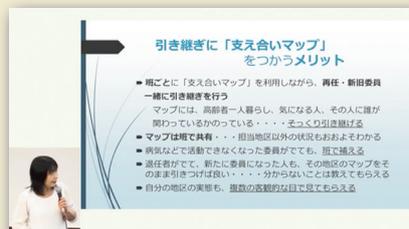
資料で学ぶ

民生委員児童委員のための
住民支え合いマップづくり入門（改訂版）



動画で学ぶ

富良野市民児協実践報告
住民支え合いマップを軸とした班活動の実践
(1時間29分)



パスワード：2181

実践報告の資料もダウンロードすることができます。

発行者 公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立道民活動センター 4階 TEL 011-261-2181

編集協力 民児協のあり方検討委員会

発行日 令和8年2月

